

大阪戦略調整会議

会長 今井 豊 様

大阪戦略調整会議についての申入れ

大阪戦略調整会議については、平成27年7月24日に第1回会議が開催されたが、会長・副会長の選任は行われたものの、会議の運営に必要な規約などが定められないまま現在に至っている。

我々としては、このような状況を一刻も早く打開し、会議を真に実りあるものとしていく必要があると考えており、本日、自民党系3会派共同で、次の3点について強く申し入れる。

1. 大阪会議の違法再議に関する確認

第1回会議において、橋下市長から、大阪戦略調整会議の設置に関する条例があたかも違法であり、いわゆる違法再議に付するかのような発言があった。

会長にあっては、3首長に対して、そのような対象とならないことを改めて確認されたい。

2 規約案の修正提示（自民党案）

大阪戦略調整会議の設置に関する条例第8条第4項において、「会議の議事は、出席委員のうち大阪府、大阪市及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本に会議において定める」とされているが、会議の円滑な運営を図るため、別紙のとおり規約案の修正を提示する。

会長にあっては、3首長及び各会派からご賛同が得られるよう調整されたい。

3 代表者会議の早期開催

上記申入れ項目の協議・確認並びに第2回会議の早期開催に向けた調整を行うため、第1回会議の前に事務局から提示があり、3首長及び各会派から合意を得ていた構成による代表者会議を速やかに開催するよう求める。

上記3点について、会長が前向きにご調整され、同意・合意が得られた場合においては、知事・市長が議題として提案されている鉄道整備の優先順位や府立産業技術総合研究所・市立工業研究所について、優先的に具体の議論を行っていく用意があることをあわせて申し上げる。

以上、住民投票を終えた今、堺市も交えた大阪の成長に向けての前向きな議論が、一日も早く展開できるような状況になることを切に求め、要望する。

平成27年8月4日

自由民主党・無所属 大阪府議会議員団 花谷 充愉  
自由民主党・市民クラブ大阪市議員団 柳本 顕  
自由民主党・市民クラブ 西村 昭三

大阪戦略調整会議規約(案)

新旧対照表

| 修正案   | 会長提出案   |
|---|---|
| <p>(会議の招集等)<br/>           第7条 (略)</p> <p>4 会議の議事は、出席委員のうち大阪府に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本とする。ただし、過半数で決する場合、会長が属する団体以外の団体が可決し、かつ、会長が属する団体の議決が可否同数のときは、当該団体に係る議決は会長の決するところによる。</p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、出席委員の過半数で決することとする。</u></p> <p><u>一 会議の公開の取扱いや代表者会議の設置など会議の運営に関する基本事項</u></p> <p><u>二 会議における議題の選定及び選定された議題に係る協議の順位に関する事項</u></p> <p>6 <u>第4項本文及び前項の場合において</u>、会長は、委員として議決に加わることができない。</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> | <p>(会議の招集等)<br/>           第7条 (略)</p> <p>4 会議の議事は、出席委員のうち大阪府に属する委員、大阪府に属する委員及び堺市に属する委員のそれぞれ過半数で決することを基本とする。ただし、過半数で決する場合、会長が属する団体以外の団体が可決し、かつ、会長が属する団体の議決が可否同数のときは、当該団体に係る議決は会長の決するところによる。</p> <p>5 <u>前項本文の場合において</u>、会長は、委員として議決に加わることができない。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> |